

無人航空機(ドローン、農業ヘリ等)の法律を知って運用していますか？

2022年12月に無人航空機に関する法律が大きく改正されました！特定飛行をする農業用ドローンやラジコンヘリに関する罰則がより明確になっておりますのでご注意ください(詳しくは国土交通省のホームページなどでご確認ください)。

国土交通省に申請し許可承認を受けないまま飛行させてしまうと

50万円以下の罰金

- 1 人または物件などとの距離30m未満の飛行
(第三者または第三者物件との距離が30m未満の飛行禁止)
- 2 危険物輸送……農薬等の危険物を積んでの飛行
- 3 物件投下……飛行中の農薬や肥料などの散布作業

特に注意が必要です

4 無人航空機の 登録義務化

(登録を行っていない機体で飛行した場合…1年以下の懲役または50万円以下の罰金)
100g以上の無人航空機は国土交通大臣(DIPS2.0)の機体登録を受けたものでないと飛行することができません。

5 飛行日誌の 携行および作成

(記載しないまたは虚偽の記載を行った場合…10万円以下の罰金)
飛行日時、操縦者氏名、飛行目的、離着陸時間、飛行時間、通算飛行時間などの記録および日常点検記録表の作成

6 飛行計画の 通報義務化

(飛行計画の通報をせずに飛行させた場合…30万円以下の罰金)
農薬散布など無人航空機を特定飛行させる者が、事前に当該飛行の日時、経路などの事項の飛行計画を国土交通大臣(DIPS2.0)に通報する制度

ご質問・お問い合わせなどは
機体販売店かお近くのJA農機センターまで